

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

「民間助成財団としての新しい基礎研究支援へのチャレンジ」	1
「2018年度 助成財団フォーラム」報告 公益法人制度改革は助成財団に何をもちたか？ —実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言—	2
休眠預金、遺贈そして公益信託 —三重の受託者責任	6
日本初、非営利組織の信頼性・透明性の証し 「グッドガバナンス認証」の発行	8
2019(平成31)年度事業計画・収支予算	10
会費額の改定について 財団ニュース：新会員紹介／新任理事紹介	11
information／編集後記	12

現在の日本の研究助成の状況は、多くの研究者や識者が発言している通り、短期間で応用やその成果が期待できる研究に資金が集中する一方で、基礎研究、いわゆる現時点では何の役に立つのか明確ではなく、成果が表れる時期の予測が困難な研究には、資金がなかなか配分されない。

しかし、短期的に成果が期待される研究も、その核となる発見や発明の多くが基礎研究から生まれているという事実を忘れてはならない。例えば大隅良典博士のオートファジーに関する研究は、今でこそ重要な研究領域として大きな予算が投入されているが、この領域が開拓された契機は博士の好奇心から始められた基礎研究であった。

稲盛財団は、京セラ株式会社の創業者で、財団の理事長でもある稲盛和夫によって1984年に設立された。理事長の「人のため、世のために役立つことをなすことが、人間として最高の行為である」という理念のもと、人類の科学や文明の発展、精神的な深化、高揚に貢献した人々を顕彰する「京都賞」顕彰事業、毎年50名の若手研究者に助成金を贈り、活動を支援する研究助成事業、そして一般市民の方々を対象とした講演会や文化、芸術イベント等を開催する社会啓発事業を中心に活動してきた。

本年、財団設立35周年という節目の年を迎えるにあたり、新たな研究助成の取組みとして、基礎科学の研究者を10年にわたって継続的に支援する「稲盛科学研究機構(InaRIS: Inamori Research Institute for Science)フェローシッププログラム」(以下InaRIS)を開始することになった。

この新しいプログラムには二つの大きな特色がある。一つは、公募によって選ばれた

「民間助成財団としての新しい基礎研究支援へのチャレンジ」

公益財団法人 稲盛財団 理事・事務局長 姫田 和仁



InaRISフェロー(助成対象者)に対して、年間1000万円の助成を10年間(総額1億円)継続して行うことで、研究者の自由な発想や斬新なアイデアを活かしつつ、粘り強く研究を行えるように支援する。また、フェローの所属する大学や研究機関には、間接経費として年間100万円を上限に別途交付する。*

※間接経費は本プログラムのみ認めるもので、当財団の他の研究助成プログラムでは認めていない。

もう一つは、InaRISがキャンパスや建物を持たないネットワーク型の研究機構の仕組みを目指していることである。稲盛財団を中心に異なる研究分野のフェローが集い、自由闊達な議論を交わし、互いの夢やビジョンを実現するために切磋琢磨する「場」を提供したいと考えている。

そのため「InaRISフェローシッププログラム」は、フェローの審査選考を行う「選考委員会」とは別に、フェローのサポートや中間審査、さらにはプログラム全体の方針や重要な施策を協議する「運営委員会」を設け、日本を代表する研究者に委員として就任していただいた。

プログラムの初年度は募集対象領域に「量子」を設定した。2019年5月より募集を開始、書類選考さらに面接審査を経て、2020年3月にフェロー2名を決定する。助成金の交付は2020年4月より10年間となる。

最後にこのプログラムは研究テーマではなく、夢や情熱を持って基礎研究に取り組む研究者、つまり「人」そのものを応援する助成である。これは財団が主催する「京都賞」がそれぞれの専門分野での偉大な業績のみならず、それを成しえた「人」を顕彰しているのと同じであり、財団創設者、稲盛和夫の想いである。

「2018年度 助成財団フォーラム」報告

公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？ －実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言－



助成財団センターは、2月8日、東京、大手町ファーストスクエアカンファレンスにおいて2018年度助成財団フォーラムを開催しました。テーマは「公益法人制度改革は助成財団に何をもたらしたか？－実態調査から見る成果と課題、今後に向けての提言－」。今回のフォーラムの目的は、テーマが示すように助成財団センターが一昨年10月以降2ヶ年計画で実施している調査の経過と成果の概要を報告するとともに、4つの助成財団の事例報告を通して、今後のより良い制度に向けた提言を行い、さらに助成財団のあり方を考えていくこと、にありました。当日は内閣府公益認定等委員会からのご挨拶・特別講演もあり、約100団体（財団、大学関係、報道関係者など）151人が参加しました。

1. 来賓ご挨拶・特別講演

内閣府公益認定等委員会事務局山内達矢事務局長よりご挨拶をいただいた後、小林明生総務課長から「新公益法人制度10年間の振り返り－公益法人制度の更なる進展・民間公益活動の活性化に向けて－」と題して講演いただいた。その要旨は以下の通り。

認定等委員会では昨年6月より新公益法人制度に対する

振り返りの議論を開始し、この3月をめどに取りまとめ報告書を出す予定である。^{*}法人には自由にのびのびと活動して欲しい一方、スポーツ系法人の不祥事などがあり、どの辺を着地点とするか検討している。このフォーラムで話題になるであろう財務三基準や変更認定・届出などの手続きについても課題として取り上げている。国と都道府県の認定基準の統一なども取り上げている。

^{*}3月27日付で「公益法人information (<https://www.koeki-info.go.jp/>)」に掲載

2. 第1部 10周年特別プロジェクトチーム（PT）による調査報告

最初に基調報告として、10周年PT調査検討委員会・座長（公益財団法人住友財団常務理事）荻原久および同委員会・委員神山和也が、「調査の経過と成果の概要および提言」を報告した。

神山氏からは、アンケートで特徴的な傾向分析について報告があった。





①移行公益法人において一番関心が高かったのが財務三基準についてであった。三基準のいずれに制約や課題を感じるか？では、特に収支相償と遊休財産額保有制限の2点が高かったが、特にないとする回答も41%あった。収支相償も遊休財産額保有制限も経済環境の急激な変化に対して現実的でなく、運用については明文化を求めている。

②移行法人において公益法人を選択した理由及び一般法人を選択した理由について、また新設法人で公益法人を選択しない理由について。公益法人を選択した理由としては、「社会的な信頼を得られるから」「助成財団として当然」というブランドとしてのイメージを重視しているのに対して、一般法人を選択した主な理由は、公益法人での事務負担の多さ及び、行政からの関与が強くなるのではないかという疑心からきている。さらに一般法人では今後公益法人への移行を進めたいとする回答は5%しかなかった。

③現在の助成事業の財源について移行法人は資産の運用益や配当等のストック型が主なのに対し、新設法人は毎年度の会費や寄付が50%を超えているというフロー主体の財源構成になっている。すなわち新設法人は、毎年度の寄付や会費による小規模なところが多いと推察され、②に見られたように事務負担増への危惧から、公益への移行が進んでいないのではないかと推察される。

公益活動を活発にすることというのは、既存の法人それぞれが自由に活発に活動できることを保証し、サポートすること。もう一つは法人の数が増えること。この2つがかけ合わさったものが民による公益活動の増進である。

続いて荻氏からは、制度改革によるプラスの面（メリット）についての報告と、財務三基準についての10周年特別プロジェクトチームでの議論に関する報告があった。

今回のプロジェクトのインタビュー調査において制度改革で良かったと思われる点として、①新たなプログラムの導入や既存のプログラムの改変が容易になった、②資産運用の多様化や内部留保の充実強化の自由度が高くなり、厳しい運用環境下において積極的、多角的な運用姿勢が生まれるようになった、③組織運営面では理事・評議員並びに各々の理事会・評議員会の意義・役割が明確化された、④公益法人課税や寄付税制など税制面では多くの制度上のメリットが得られた、⑤公益法人サイドで

も内部コンプライアンスや対外的ディスクロージャーに前向きに対応する法人が増えた、⑥設立が準則主義により一般法人の設立が容易となり、将来的に公益法人が拡大する余地が開けた、⑦立入検査も減点主義ではなく、支援育成型の姿勢になった、等が挙げられる。

財務三基準については、①収支相償については、そもそも公益法人3法の立法過程において収支相償という用語や収支は「トントンもしくはマイナス」であるべきといった議論がなされた形跡はない。問題となっていたのは「公益法人による事業と営利企業による事業の競合の問題」である。これは認定法14条に規定されているが、収支を規定しているのではなく、公益目的事業の収入規制ともいうべきものであり、具体的には『公益目的事業を実施する対価として収入を得る』場合を規制するための規定である。すなわち法の規定が明確でなく、法の解釈の問題と考えられるため、誤解なく解釈されるように法令を改正することが望まれる。

②公益目的事業比率の問題は、収益部門が拡大しその収益を公益部門につぎ込むことで公益事業を拡大することが出来るが、いまのままだでは公益目的事業比率50%の要件を満たせなくなる恐れがある。これは公益の増進にとっていかにもマイナスといえる。

③遊休財産額保有制限の問題は、内部留保と遊休財産が混同されていること、法令に何ら記載のない制限の記述がない控除対象財産に対し、FAQ等で制限を設けたり、条件を付したりして、実際に内部留保を積み上げることができない状況にあることである。

これら財務三基準については、

- いわゆる収支相償の規定は、正しく解釈されるよう法令を改正すること。
- 公益目的事業比率の規定は、収益事業にかかる費用を公益目的事業比率の計算に考慮するよう法令を修正し対応すること。
- 遊休財産額保有制限の規定は、誤った解釈を避けるため法令を改正・明記すること、合わせて保有制限の緩和についても検討すべきこと。

を求めたい。

以上の基調講演に対し、アドバイザー2名によりコメントがあった。公益法人制度改革に関する有識者メンバー（元 住友財団専務理事）であった石川陸夫氏からは、有識者メンバー会議での内容と



今回の法律の解釈（収支相償など）は異なっているという話があった。法律を勝手に解釈変更することは、法人あるいは公益活動を衰退させることになるので、正しいものになるよう求めたい、と発言した。



元公益認定等委員会委員長代理（現 公益財団法人公益法人協会理事長）の雨宮孝子氏からは、民間からの公益活動の活力を引き出すために法律を作った。この点で公益法人の件数が増えていないのは残念であるとして、I.収支

相償の是正、II.遊休財産額の保有制限の緩和、III.公益認定申請および変更手続きの簡素化、IV.行政庁への提出書類の簡素化、V.公益認定申請書類等の情報公開の充実と拡大という改善すべき5つの提言があった。

3. 第2部 制度改革が組織や事業の運営にもたらした影響と課題

4つの財団は、それぞれ①移行公益法人（新制度施行前に設立され、公益法人へ移行した法人）、②移行一般法人（同施行前に設立され、一般法人へ移行した法人）、③新設公益法人（同施行後に設立され、公益法人認定を受けた法人）、④新設一般法人（同じく施行後に設立され、一般法人のままの法人）の 카테고리から選ばれて事例報告を行った。さらに関西フォーラムでの事例報告の紹介があった。

(1)公益財団法人 渥美国際交流財団

常務理事 今西淳子 氏

従来より諸外国からの留学生に奨学援助を行って来たが、制度改革後はこれに加えて、元奨学生のネットワークを通じた国際交流事業を開始した。以前の制度下では文部省留学生課の所管であったため、すでに卒業した研究者・教育者と一緒に展開する事業を行うことは難しかった。



(2)一般財団法人 ハウジングアンドコミュニティ財団

専務理事 松本 昭 氏

住まいとコミュニティづくり活動への支援を行っている。一般法人を選択した理由を3点あげると、①自由で

創意工夫ある活動をしたかった、②少人数で運営しているため事務量を増やしたくなかった、そして③税制上のメリットを見通せなかった、からである。一般法人だからと言って特に困ったことはない。一般法人か公益法人かの議論については、選択の参考になるように、メリット・デメリットについて多くの情報公開がなされると良い。今後の課題は、資金運用をいかに有利にかつ安全に行うか、そしてスタッフの高齢化に対応して世代交代を進めること、である。



(3)公益財団法人 パブリックリソース財団

専務理事 岸本幸子 氏

市民や企業の寄付を元に活動しており、幅広い分野の社会変革型組織に資金提供をしている。当初NPO法人として発足したが、制度改革により公益法人となることができた。これは制度改革のメリットである。この他のメリットとしては、お金を預かる法人格として信用を得られたこと、そして公益目的事業の非課税がある。認定手続きにおいて大変だったのは、中間支援というカテゴリー、そして寄付推進事業の公益性を認めてもらうことだった。公益財団であることのデメリットは、変更認定などの手続きが面倒なこと。今後の課題は、寄付には変動があるため、経営の安定化を図る仕組みを作ること、そして世代交代により永続的な組織とすることである。



(4)一般財団法人 キヤノン財団

事務局長 星野哲郎 氏

科学技術分野の学術研究へ研究助成を行っている。設立時が制度移行と同時期であった。公益法人となるための条件や制約がわからず、当初は一般財団法人としてスタートした。その後も公益法人への移行の具体的検討はあまりしていない。一般法人であるメリットとして、事業内容の変更に関する自由度が高く柔軟な運営が可能なこと、行



政機関の関与が少ないことがある。

(5)「関西フォーラム」の事例報告から

公益財団法人サントリー文化財団

顧問・上席研究フェロー 今井渉氏

11月8日に大阪で行った「関西フォーラム」での発表から3つの法人を取り上げてレビュー報告があった。「おおさか創造千島財団」が一般法人を選択した理由、そのメリット、公益財団でありコミュニティ財団でもある「京都地域創造基金」および「みんなでつくる財団おかやま」という2つの財団の運営上の課題などが紹介された。



4. 第3部 質疑と意見交換

事業の自由度や柔軟性について、「事例報告等から“一般法人は自由でハッピーだ”と聞こえるがこれは変であり、公益法人こそそのびのびと活動できて良い、となるべきだ。」

さらに「公益法人制度のもとでの活動に制約が多いと、グローバル企業の場合、活動を海外に移してしまうケースも今後出てくるかもしれない。」といった活動の制約に対する懸念も示された。また、「日本における相続による世帯間の資産移転額は60兆円／年と言われる。この1%でも財団に流れてくるとすると、その受け皿が日本にあるのか疑問である。今後のための準備が必要だろう。」「不動産を寄付された時の仕組みとしては、売却し運用益とする方法もあるし、運用益を活用する方法もあるが、い

ずれも税金の問題が発生する。今後検討する必要がある。」といった財団の財政に関する意見も出た。

さらに、小規模助成財団を支援するための仕組みの必要性や、低金利下での財団の衰退や消滅に対する懸念とともに、「今後ますます、何をしたいのか、何をしていくのが問題となる。財団およびその活動をもっと社会に知ってもらう必要がある。」という意見も出た。

5. 提言および閉会挨拶

公益財団法人助成財団センター理事長 山岡義典

公益法人制度改革施行から10年を経た今、制度改定とその法律の規定を検討する時期である。そこで助成財団センターでは実態調査を行ってきた。今日のフォーラムはその結果報告でもあるが、今日の議論とみなさんの意見も取り



入れて、報告書をまとめ、課題の解決に向けた提案を行いたい。今日お配りした提言はそのための最終版に近いたたき台である。法の運用や解釈変更で対応できるものもあるが、基本的な変更については、法令自体の改正が望まれるものもある（FAQなどではなく、少なくとも施行規則とすべきである。）また公益法人制度に加えて、税法上検討すべき課題もある。ぜひご覧いただき、ご意見があれば寄せていただきたい。

※報告書は、6月完成を目指して鋭意作業中です。完成後には、当センターサイトに掲載いたします。



休眠預金、遺贈そして公益信託 —三重の受託者責任

公益財団法人公益法人協会
会長 太田 達男



三題話ではないが、これらの制度による財産の管理、運用、処分を任される者には、大きな共通の責任が課せられている。それは、受託者（Fiduciary）責任というものである。三重の受託者責任の中身は最後にまとめるとし、まずこれら三制度により資金の交付を受けた者がなぜ受託者なのかを見てみよう。

1. 休眠預金活用制度

ご承知のように、いよいよ休眠預金等活用制度による民間公益団体への配分が早ければこの秋から始まり、その資金量も当初40億円程度から、やがて500億円強にまで増加するという。

この原資となる預貯金は、10年間異動がない口座で一定の手続きの後、休眠預金として一旦金融機関の雑益に計上されるものである。その額は全国で年間1200億円にも達するという。しかし、その後も正当な預金者は、所定の手続きにより全額の払い戻しを受けることができるが、実際に払い戻される金額は金融庁の推計によると、500億円程度という。つまり最大限700億円程度の権利者不明の預金が増加していく。このいわば永久に眠れる資金を民間公益活動に活用してもらうのがこの制度である。

休眠預金となった金額は、各金融機関→預金保険機構→指定活用団体→資金分配団体→現場の民間公益活動団体に流れていく。

指定活用団体には本年1月、一財）日本民間公益活動連携機構（JANPIA）という経団連主導の団体が指定された。JANPIAは預金保険機構から毎年度休眠預金等交付金の交付を受け、これを地域や専門領域で、法所定の3分野（子ども及び若者支援、生活困窮者の支援、社会的困難地域の支援）に関する支援活動（助成、貸付、出資）をする資金分配団体に配分し、この分配団体が、現場で実際に事業活動を担っている団体を公募・選考し、資金

的支援をする。既存の助成財団もこの制度を活用してみているが、ここではその問題には触れない。

ここまでは読者の皆様もよくご存知のことと思うが、私が強調したいことはこの原資となる資金はもともと無数の預金者であり、これらの方々はそのお金の使い方や結果に関しては全く意思表示ができない人々であるということである。つまり、底積みとなって累積する休眠預金の無数の預金者が、このような使い方なら了解していただけるであろうということで議論を重ね、声なき声が法律に化体して制度化されたものと考ええる。

と考えると、この資金の交付を受けた指定活用団体、資金分配団体、現場の活動団体は、まさに、声なき人たちの信託を受けて資金の交付を受けた受託者であると考えてよい。

2. 遺贈寄附

近年、遺贈寄附を普及促進する目的の（一財）レガシー協会が設立されるなど、人々が最後の意思によりその財産を公益のために使用してもらうべく、公益法人等に遺贈する機運が着実に高まってきたようだ。税制上も、地方公共団体などと同様、遺贈先が公益法人や認定NPO法人など特定の公益団体であれば相続財産から遺贈した金額は控除される。また、その財産に含み益がある場合でも要件を満たせばその含み益に対するみなし譲渡所得税は非課税となる道も開かれている。平成30年の税制改正で実現した租税特別措置法40条で規定する一定の公益目的事業に当てるために、予め設定する「基金」は、設定当初に行政庁から要件に合致していることの確認を取得しておけば、その後この基金に入れる寄附財産のみなし譲渡所得税が極めて簡単な手続きで非課税となり、しかも今まで厳しい規制にあった財産の買換えも、基金内であればほぼ自由にできることとなった。このように税制



上も公益団体への遺贈や生前寄附は英米並みに充実してきている。

遺贈寄附は、遺言者の希望、夢、願いといった人生最後の想いが溶け込んだ財産を死後に受贈者に託するものであり、自らはこれが実現しているのかどうか確認することはできない。まさに受贈者に対する最高度の信認関係に基づく行為である。

ある調査によれば、純金融資産保有高5億円以上（本人と配偶者）の「超富裕層」は7万3千所帯で総額75兆円、1億円以上5億円未満の「富裕層」は114.4万所帯、総額197兆円ということだ^{*1}。

米国の財産相続の公益法人等（チャリティ）への寄附はざっと3.9兆円^{*2}、わが国の場合数百億円単位^{*3}と推計されているので、公益法人にとってはまだまだ寄附の伸びしろがある分野だ。

3. 公益信託

最後に公益信託だ。「公益信託法の見直しに関する要綱案」が2月14日法制審議会で最終決定され、国会提出は来年と思われるが、いよいよ1922年施行の公益信託法が、ほぼ100年ぶりに抜本改正されることが現実のものとなった。ただ、公益信託としての認定要件の細目、税制、信託業法との調整などについては、これからの課題として残されているが、要綱案では①主務官庁許可制を廃止し、単一の行政庁（現在の公益認定等委員会を所管する内閣府が有力）の認可監督に係らしめること②信託銀行・会社に限定されていた受託機関が一定の要件を備えた法人や個人にも開放されること③助成金・奨学金等の助成型事業のみに限定されていたものが、公益法人と同様各種の公益目的事業も実施できることが、大きな改善点だ。

公益信託に限らず、信託の受託者は最高度の信認関係を基礎に、ひたすら委託者の想い（信託目的）を実現することだけを目的に行動しなければならない典型的な受託者であり、信託銀行員はそうに教育されてきたものである。

4. フィデュシヤリー（信託）の時代

フィデュシヤリーは、信託の委託者と受託者、遺言者と遺言執行者、被後見人と後見人の関係などを指すことが典型的であるが、昨今は、患者と医師、依頼人と弁護士、投資家と投資顧問など役務提供の関係においても広く信認関係が存在すると考えるのが^{*4}一般的である。これらの関係は当事者が対等の立場にある一般の契約と異なり、専門家が相手方より圧倒的な知識と情報量を持っており、自由で対等な契約関係では律しきれないので、契約による義務を超えた信認義務が受託者には求められるという考え方だ。

休眠預金、遺贈、公益信託により財産の管理、運用、処分を任された者には、預金者、遺贈者、委託者の単なる契約上の相手方ではなく、最高度の信認関係を基に財産管理等を委ねられた受託者としての義務がある。そこでこれらの者が公益法人など非営利の公益組織の場合、その法人自体が社会の不特定多数の人々との関係では信認関係にあり、その法人の業務執行機関である理事は法人に対して信認関係にある。つまり二重の信認関係^{*5}にあると考えられる。

そして、公益法人の法人根拠法である一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）では、役員等は、法人との関係では民法上の委任関係にあるとして規定（一般法人法64条）するので、善管注意義務（民法644条）や報告義務（同645条）は当然であるが、さらに一般法人法で忠実義務（一般法人法83条）や競業及び利益相反取引の制限（同84条）も課せられている。

我が国の法律は信認関係という法理を体系的に取り入れていないので、委任という契約関係に基づく善管注意義務等を適用する構造にはなっているが、実質的には役員等と法人の関係は契約ではなく信託に基づくものであるとすると、同じ善管注意義務や情報提供義務等であってもより厳しい倫理性のようなものが含まれているのではないかと思う。また契約法理には直接的に含まれていない自己執行義務や、公平義務なども信認関係の場合には含まれていると考えられる。尤もこれらの信託法理により受託者に加重される義務の違反につき、わが国の法体系の中で、責任がどこまで追及されるかは不明である。

今回、休眠預金、遺贈、公益信託という今までになかったか、事例の少なかった3つのルートによる資産の公益活用がはじまる。岩井教授流に言うと、これらを受託する公益法人等組織の役員は、法人として社会に対し、役員として法人に対する二重の信認関係から、さらには預金者・遺贈者・委託者に対しても受託者となり、その意味では3重の信認関係の中に身を置くことになると思う。およそ公益法人など非営利の公益組織の役員等はこのことを認識して事業の執行に当たっていただきたいものである。

*1 2015年 野村総合研究所

*2 Giving USA 2017年

*3 公法協請求により開示のあった2003年度公益法人等に遺贈若しくは相続財産から寄附された金額は299億円

*4 たとえば、金融庁の27事務年度金融行政方針の定義によれば「他者の信託に応えるべく一定の任務を遂行するものが負うべき幅広い様々な役割・責任の総称」とする。

*5 この考え方は、公益法人協会の30周年記念シンポジウム（2002年12月）において岩井克人教授（当時東京大学大学院経済研究科教授、現在国際基督教大学特別招聘教授）が述べたもので、筆者自身も全面的に同感しているものである。なお、同教授は1998年元旦の日経新聞「21世紀への設計図」1で「身分から契約と信託へ—市民社会の再定義」という大変先覚的で刺激的な論考を発表している。

日本初、非営利組織の信頼性・透明性の証し 「グッドガバナンス認証」の発行

一般財団法人非営利組織評価センター
業務執行理事 山田 泰久



チャリティの歴史が長い諸外国では、第三者である民間の評価機関が寄付を受けて活動する団体の運営状況を評価認証し、結果を公開しています。日本でも団体数の増加や公益活動に対する社会ニーズの高まりなどから、同様の非営利組織の評価の必要性が論じられてきました。市民主体の非営利組織が活躍する市民社会づくりのために、行政による管理監督ではなく、民間セクター自らが組織の運営を確認する仕組みも求められています。

2016年4月、助成財団やコミュニティ財団、NPOセンター、中間支援組織等のご支援・ご賛同をいただき、全国の非営利組織の評価を行うことで信頼できる組織の情報を広く社会に発信し、支援環境の充実に寄与するために、非営利組織評価センター（JCNE）が設立されました。

1. JCNEの組織評価・認証制度

JCNEでは、非営利組織を対象にベーシック評価、アドバンス評価、グッドガバナンス認証からなる組織評価・認証制度を実施しています。これまではNPO法人及び一般社団・財団法人（非営利型）が対象でしたが、2019年度より公益社団・財団法人、並びに社会福祉法人にも対象を広げ、運用をしています。

ベーシック評価は、法令・定款通りに組織運営を行っているかどうかを団体からの提出書類をもとに、23の評価基準で書面評価します。団体が自らアピールしづらい組織運営の5つの分野（組織の目的と事業の実施、ガバナンス、コンプライアンス、情報公開、事務局運営）で、その運営状況について評価します。2019年3月末の時点で、累計131団体が評価申込を行い、現在64団体の評価結果をWebで公開しています。

アドバンス評価は、活動・組織運営のプロセスがしっかり出来ているかどうかを評価員が団体を訪問して実施する訪問評価となります。2018年度から開始し、23団体の評価を実施しています。次の4つの領域からなる27の評価基準に基づき、書面及びヒアリングによって運営状況を確認し、評価を行います。

- ①学びと創造：事業活動を実践する上で基盤となる、目的達成に向けたPDCAと持続可能な人材の育成
- ②市民参加と連携・協働：市民ベースによる自由な発想と市民参加に基づく活動形態、セクターを超えた協働による価値創造
- ③社会的責任と信頼：事業活動を実践する上で必須となる、組織の内部と社会に対する責任と情報公開
- ④自立と自律：組織のマネジメント、総会、理事会、監事の権限分配と、主体的な意思決定と執行

※各評価の制度内容や評価基準はWebサイトをご覧ください。

2. グッドガバナンス認証

ベーシック評価とアドバンス評価を受け、すべての基準を満たした団体を認証審査委員会で審査し、認証を付与するのが「グッドガバナンス認証」です。認証団体には認証マークが提供されます。

認証制度は非営利組織の信頼性が見える化し、評価の仕組みで社会課題の解決をサポートするものです。行政との協働事業や企業のCSR活動と団体をつなげる他に、ボランティア募集やスタッフ採用などの人材雇用の面でもその活用が期待されています。支援機関がこれまで負担に感じていた複雑な団体審査を軽減し、遺贈や寄付、ふるさと納税等の新しい資金流通の中でも活用できるものです。

この度、初めてとなるグッドガバナンス認証団体が2019年3月に誕生しました。

(1) 特定非営利活動法人 こども∞感ばにー（宮城県）



グッドガバナンス認証
グッドガバナンス認証
マーク



- (2) 認定特定非営利活動法人 カタリバ（東京都）
- (3) 認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい（東京都）
- (4) 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金（東京都）
- (5) 認定特定非営利活動法人 アクト川崎（神奈川県）
- (6) 認定特定非営利活動法人 ポケットサポート（岡山県）

ベーシック評価の団体詳細ページ

3. 非営利組織における組織評価の活用

JCNEの組織評価は、社会課題の解決に挑む非営利組織により多くの支援が届く環境づくりを目指し、NPOの運営や評価に精通する研究者と実践者の協力を得て開発しました。評価といっても「できていないところを探す」ものではなく、順位付けでもありません。JCNEによる評価に先立って行う自己評価プロセスやJCNEからの改善ポイント付きの評価結果は、組織運営の改善のきっかけとなります。ガバナンスなどの状況について役員間で認識が共有され、改善すべき事柄が明確になります。組織評価の結果は、組織の運営状況の診断であり、組織基盤強化に活用できるものです。団体ごとに作成される評価結果ページは、SNSやブログ等でご案内いただくなど、団体のアピールにも活用できます。グッドガバナンス認証マークは名刺やパンフレット、Webサイト等に掲載することで、信頼性をアピールするツールとなります。組織の運営をきちんと行っているという、第三者による客観的な評価は、広く社会に信頼性を伝えることができるコミュニケーション手法となります。

4. 支援者による組織評価の活用

支援者にとっては、組織評価の情報を、可視化された組織運営情報として支援決定の判断や支援する理由を対外的に明らかにする際のツールとして活用できます。さらに、こういった評価を率先的に活用する団体の姿勢は、自団体の運営状況への高い意識と、運営のさらなる改善・

安定化への取り組みに積極的な団体であることの証明であり、判断基準の素材になるものです。今後、評価・認証団体が増えていけば、支援者である寄付者、企業、助成財団等にとって、支援先、協働先として、信頼できる非営利組織を見つけるプラットフォームとなります。

5. 助成プログラムによる活用事例

評価・認証制度について、助成財団で活用していただいた事例をご紹介します。

ケース1：助成金申請時の活用

申請団体の信頼度、運営状況を確認する方法として、申請書の項目に組織評価の実績の有無を記載する助成プログラムが少しずつ増えてきました。これは、JCNE限定ではなく、その他の組織評価も含めて確認するものです。三菱財団、地球環境基金、日本財団の助成金申請書で実施されています。審査の参考情報としての活用のほか、申請団体に対して組織評価の意義を伝える広報効果もあり、組織評価を通じて組織基盤強化に自ら取り組んでほしいというメッセージにもなります。

ケース2：助成決定団体の組織基盤強化としての活用

公益財団法人ベネッセこども基金が昨年11月に募集した「経済的困難を抱える子どもの学び支援活動助成」は、全国の地域において、経済的な困難により学びに課題を抱える子どもたちの支援活動に取り組む団体へ助成をするもので、中長期視点で取り組む事業を複数年（最大3年）支援するというものです。複数年の支援であることから、助成先団体の事業基盤強化を行うために、JCNEのアドバンス評価を活用した研修を行う予定です。支援先団体の成長発展のために、組織評価を活用するモデル事例です。

その他に、いくつかの助成プログラムやNPO支援プログラムで、現在、JCNEの評価・認証制度の活用をご検討いただいています。助成金で支援を行う際に、審査時の参考情報から支援決定後の団体の基盤強化や団体フォローアップまで、様々な形で活用できるように準備をしています。

助成財団のみなさまには、私たちの評価・認証制度をご利用いただき、組織評価を活用して団体の基盤強化を推進し、非営利セクターのさらなる発展を目指す取り組みにご参加いただければ幸いです。ご興味のある方はぜひお問合せください。

一般財団法人非営利組織評価センター
 電話：03-6457-9721（平日9:30より17:30）
 E-mail：office@jcne.or.jp
 URL：https://jcne.or.jp/

2019(平成31)年度事業計画・収支予算

当センターの第35回理事会（2月27日）及び第24回評議員会（3月12日）において、2019（平成31）年度の事業計画と収支予算が承認されました。2019年度は、新公益法人制度の施行から10年目を経過し、従来からの当センター3大機能を更に充実させた事業展開に加え、次期中期計画を策定し、実際の事業に着手してまいります。具体的には、まず当センターだけが保有し、全ての事業の基礎となっている日本の助成財団に関する「広範なデータベース」の5年先を見通した再構築及びその有効活用によるサービス向上への取り組みもスタートしてまいります。また、一昨年度より開始した公益法人制度改革が助成財団界にもたらした影響に関する調査・研究は、前年度で調査活動を終え、今年度は報告書の作成に移ります。

なお、中期的な収支安定化も考慮した本年度の事業計画・収支予算についての詳細は当センターのWebサイト（www.jfc.or.jp）を参照ください。

【重点施策の概要】

I. 中間支援センター機能の強化（各種の相談事業・研修事業の充実）

当センターと助成団体の皆さまを繋ぐ最重点事業として質・量の充実に取り組みます。

- (1) 助成財団等の『組織運営支援・設立支援』
 - ①助成財団に対する運営支援相談・設立支援相談
 - ②運営に関する情報提供による支援
 - ③現行制度による運営に関する提言活動
- (2) 助成財団等の『助成事業支援（プログラム支援）』
 - ①「助成事業」に関する相談業務の強化
 - ②新たなプログラムを収集し、共有する場の提供
- (3) 『本来業務研修支援』と『地域支援』強化－センター事業への参加機会の拡大－
 - ①研修体系の見直し、整理
 - ②助成プログラムに関する研修
 - ③双方向型少人数研修の助成実務研修、関西地区研修の検討
 - ④業種別財団研修の実施
 - ⑤地区の助成実務者研修の実施
 - ⑥個別出張研修会の実施
 - ⑦助成実務者研修用テキストの充実
 - ⑧その他の研修会や研究会等の開催を適宜検討する
- (4) 会員参加型研究会または勉強会等の開催
 - ①「助成財団深掘りセミナー」の定例化
 - ②「研究助成について考える懇談会」の新設

II. 情報センター機能の強化（助成財団等に関するデータの収集及び情報提供事業）

- (1) 推定4,000団体の助成財団等に関するデータの収集・管理事業（毎年の定期調査の実施）

- (2) 収集したデータの情報提供事業（約2,000団体のデータを提供する事業）

- ①当センターのWEB上での情報提供（年間1,500万件以上のページビュー）
- ②「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の発刊による情報提供事業。
- ③国立情報学研究所、科学技術振興機構、日本芸術文化振興会への助成プログラムデータ、助成による成果データ等の提供事業

III. 広報センター機能の強化

- ①広報戦略の抜本的立て直しに着手。
- ②オピニオン誌「JFCVIEWS」の年4回発行
- ③広報手段の柱としての「メールマガジン」の発行
- ④社会の新たな潮流（寄付月間、休眠預金等）への対応、海外団体への対応（WINGS等）、国際会議等への対応

IV. 公益法人制度改革10周年特別プロジェクト「制度改革が助成財団に与えた影響と課題」への取組

調査結果に基づき、新制度がこの10年間に助成財団に何をもたらしたのか、プラス面・マイナス面等を分析して報告書を作成。制度改革への提言や運用面での柔軟化に結びつけるために公表し、関係部門に働きかけていく。

V. 「新中期経営計画」の策定に向けた取組

5、6月の決算理事会・評議員会までに、当センターの組織基盤の強化、財政基盤の強化を中心とする「新中期経営計画」を策定し、赤字体質からの脱却を目指します。可能なものから具体的な事業等を進める予定であり、2019年度はその初年度となります。諸施策への投資からマイナス予算を計上していますが、以降、単年度収支の均衡を目指してまいります。

2019年度収支予算（概要）

1. 経常収益	52,960,000
（内訳）財産運用益	5,800,000
会費収入	30,000,000
事業収入	13,200,000
受取補助金	3,910,000
その他収入	50,000
2. 経常費用計	55,889,000
（内訳）事業費	41,952,000
管理費	13,937,000
3. 当期経常増減額	▲ 2,929,000
4. 一般正味財産期末残高	45,946,120
5. 指定正味財産期末残高	377,627,010
6. 正味財産期末残高	423,573,130

【会費額の改定について】

現在、当センターの事業に必要な資金は、主に会員各位からの会費、財産の運用益および研修・セミナー等の事業収入を充当していますが、低金利経済の下、運用益を期待できないことから、財政状況は極めて厳しい状況が続いております。

この間、当センターでは年会費につきまして、センター設立(1985年)以来、33年間にわたり1口5万円を維持していくために、徹底したコスト削減(事務所の移転や人件費の圧縮等)に努めるなどの経営努力を続けてまいりました。(1999年に会費規程の一部が改正されたが1口5万円は変更せず)

しかしながら、近年の経済・社会環境の長期にわたる変化の中、それらの努力もいよいよ限界に達し、財政基盤の再構築が喫緊の課題となることから、この1年間、企画委員会で詳細にわたる財務内容の分析を実施し、その対策等を議論・検討してまいりました。その結果、当センターのより健全な発展に向けて、第35回理事会に年会費の値上げを提案して議決を得、更に3月12日の第24回評議員会に報告し、了承を得るに至りました。

つきましては、誠に不本意ではございますが、2019年度より従来までの1口5万円の年会費について、1口6万円に改定させていただくこととなりました。

助成財団センターは、本年度も助成実務に則した立ち位置で助成財団界のパイロットボートとして、さらなるサービスの向上に努めてまいりますので、皆さまの引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。また当センターを助成財団の皆さまにとってのよろず相談所(駆け込み寺)としてお気軽に活用いただきますようよろしくお願いいたします。

N 助成財団 ニュース News

新入会員財団のご案内

法人会員

公益財団法人フジシールパッケージング教育振興財団
(理事長:岡崎 裕夫 所在地:大阪市淀川区)

新任理事



渡邊 廣行 氏

東京工業大学総合理工学研究科電子化学専攻修了後、1981年4月旭硝子株式会社に入社、2014年1月同社中央研究所長、2018年4月公益財団法人旭硝子財団専務理事に就任。

会員募集中!!

助成財団センターの活動を会員として支えてください。
皆様のご入会を随時お受けしています。
詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

団体会員 一口 60,000 円/年 (年度の途中(10月1日以降)にご入会の場合は、当該年度の会費を半額と致します。)
個人会員 一口 10,000 円/年

主な会員特典

1. 各種セミナー・研修会等へ会員料金が適用され、優先的に参加出来ます
 2. 移行認定に関する相談、移行後の助成財団の運営に関する様々な相談が無料で受けられ、関係情報を得ることが出来ます
 3. 部会研究会や研修懇談会等を通して会員同士の研鑽・情報交換・交流の場が得られネットワークづくりに役立ちます
 4. 当センターが提供する主要データ集としての「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の無料配布が受けられます
- など



月例助成実務研修懇談会を毎月開催中

財団の助成実務担当者向けに、週1回「民間助成財団および助成業務について」「助成事業を運営するために一助成事業とは何か、その運営留意」「助成事業のフォローアップー意義、実施方法、情報の活用」「助成事業をどのように組み立てるか」をそれぞれテーマとした研修懇談会を毎月4回を基本に開催しております（8月、3月はお休み）。

講師によるプレゼンテーションのみではなく、受講者間の意見交換も行います。助成実務の担当者（役職員）を対象といたします。実務経験が浅い方も、また一定程度の経験をお持ちの方も歓迎いたします。

場 所：助成財団センター会議室

参加費：お一人様¥5,000～¥6,000（会員）、
同 ¥7,000～¥8,000（非会員）

日 時：助成財団センターホームページで、逐次発表いたします。

なお、当センターでは、上記のほかに事業や法人運営等に関する各種研修セミナーを実施しています。ご関心のある方は、当センターのサイトにて詳細を掲載していますので、ご覧ください。

助成財団

研究者のための助成金応募ガイド

NPO・市民活動のための助成金応募ガイド



助成金をお探しの方、助成金受領者で次なる助成金をお探しの方に、本書のご利用をお薦めください。

贈呈式等で同書のパンフレットをお配りいただける場合はご連絡をください。必要枚数をお送りいたします。

ご注文は、東京官書普及株式会社サイト

<http://www.tokyo-kansho.co.jp/>

よりどうぞ

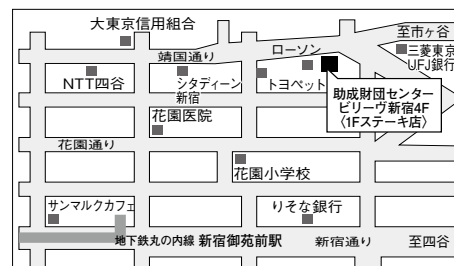
編集後記

◆2月に開催しました助成財団フォーラムは、一昨年より実施してきました「公益法人制度改革10周年特別プロジェクト」の報告をメインに、いつもより盛りだくさんな内容のフォーラムとなりました。当プロジェクトは、3月末でとりまとめを終わり、現在6月の発行を目指して、報告書の編集作業に入っています。報告書が完成しましたら、当センターのWebサイトに掲載予定です。今しばらくお待ちください。

◆制度改革といえば、公益法人協会会長の太田達男氏から第3弾（最終回）として「休眠預金、遺贈そして公益信託—三重の受託者責任」をご寄稿いただきました。制度改革10年を経て、これからの公益法人の周辺に起こる新しい動きについて、大変示唆に富む内容です。是非お読みください。

◆また、非営利の世界のもう一つの新しい動きとして「非営利組織評価センター」のご紹介を同センター業務執行理事の山田泰久氏にご寄稿いただきました。NPOや市民活動を対象にする助成財団は、同センターの活用を考えてみてはいかがでしょうか。

◆2月3月に開催しました理事会・評議員会において法人会員の会費の値上げが承認され、一口5万円から6万円とさせていただくことになりました。財政逼迫のための万やむを得ない措置です。なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。より一層、会員の皆さまのお役にたてるよう精進いたします。（湯瀬 秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。）

JFC Views No.96 April 2019

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2019年4月22日

編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp